相流。家族信部

セミナー&相談会

参加無料! 何もしないと・・・ こんな「認知症による財産凍結」や「争族トラブル」に!?

- ・銀行口座が凍結し、介護・生活費用が足りなくなる
- ・自宅や収益不動産が凍結し、管理や修繕、売却ができない!
- ・遺産の分け方や、相続税の負担方法で家族がバラバラに…!

日時

II 月 30 日 (±)

セミナー

14:00~15:00(受付 13:45~)

無料相談会

| 5: | 0 / | 5:40 (セミナー終了後:要予約)



セミナー参加特典として専門家による無料個別相談会がございます。 予約時にご希望のお時間をお伝えいただき、事前ご予約をお願い致します。 ご相談当日は下記チケットをご持参くださいませ! ご都合が合わない方は相談会のみのご予約も可能です。

まずはお気軽にお電話を!

会場

五十嵐コミュニティハウス

〒950-2076新潟市西区上新栄町4丁目5番68号

(バス)西小針経由「寺尾新町東」 下車徒歩10分

(JR)越後線「寺尾駅」下車徒歩 I 5分

※駐車場38台あ

な旅信託・坩結の坩渉宝繕典官か東茲正に トス

家族信託・相続の30分無料相談チケット

------ キリトリ線

RUST 025-287-1172

セミナー&相談会では…相続、家族信託の 当日TOPIC 実績豊富な専門家がお話しします!

認知症になったときに何が起きる? **資産凍結のリスクとは!** 認知症とお金のトラブルを防ぐ! 「元気な今」だからすべきこと

どんな対策があるの? 家族信託・遺言・後見制度について 当事務所で実際にあった 認知症とお金のトラブル解決事例

講師のご紹介



司法書士 関 武

認知症になると、不動産や預貯金などの財産が「凍結」されるリスクがあることを、 皆様はご存知でしょうか?

人生100年時代を迎えた今日、**高齢者の4人に1人が認知症又はその予備軍**とされています。「認知症」は**誰にでも起こりうるリスク**なのです。

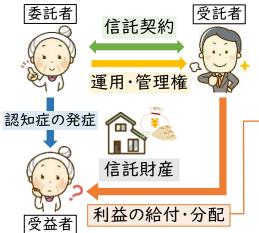
- 認知症になっても自分らしい財産の管理・運用・処分を続けたい
- 自分のためだけでなく家族のためにその財産を生かしたい

家族信託はその願いを叶える新しい財産管理の方法です。

最後まで自分らしく生きるために…。私は「家族信託」をお勧め致します。

皆様のご来場をお待ちしております!

テレビや新聞でも、話題の「家族信託」とは!?





こんな「安心」が実現できます!

- ◎ 自宅を売却・賃貸し母親の 介護費用や生活費に充てる!
- ◎ 自宅をリフォームして 在宅介護ができるようにする!
- ○預貯金を管理し、母親の生活 に必要な費用をまかなう!

当事務所のご紹介 お問合せ・お申込みは 2025-287-1172

家族信託の専門サイトを 運営しています!





新潟家族信託相談室	
事務所名	司法書士法人トラスト
代表社員	五 関
住所	〒950-0922 新潟県新潟市中央区山二ツ5丁目2番25号
TEL	025-287-1172